

年末の交通安全運動

平成28年12月11日(日)~12月20日(火)

急がずにマナーとゆとりで交通安全

路面凍結、視界・見通し不良に注意!

冬道の事故防止のために

- スピードは控えめに!
- 急ハンドル・急ブレーキは厳禁!
- 車間距離は長めに!
- 下り坂、カーブの手前では減速!
- トンネル、橋の上、日陰は要注意!

主唱

秋田県交通安全対策協議会 秋田県 秋田県警察

子供と高齢者の交通事故防止

ドライバーの方へ

- 冬期間は早めの出発で「時間・心」に余裕をもった運転を心がけましょう。
- 道路の道幅が狭くなっています。互いに譲り合いの心を持ちましょう。
- 日中でも視界が悪いときには、早めにライトを点灯しましょう。
- 対向車や前に車がない場合は、ライトを上向きにしましょう。
- 高速道路で逆走車による事故が発生しています。道路標識・標示、案内板を良く確認しましょう！

歩行者の方へ

- 交通ルールを守りましょう。
- 夜間の外出時は、明るい色の服装と反射材を着用しましょう。
- 道路の横断は信号機のある交差点や横断歩道を渡りましょう。
- 左右の安全をよく確認し、車が停止してから横断しましょう。
- 特に左からの車に注意しましょう。
- 周囲の状況を確認し足下に注意して歩きましょう。



全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 後部座席でも、必ずシートベルトを着用しましょう。
- 子供の体格にあったチャイルドシートを、正しく使用しましょう。



平成28年度交通安全作品コンクール
「ポスター」小学校3～4年の部 最優秀賞
能代市立常盤小学校 4年 桐越 きらり さん

飲酒運転の根絶

- 飲酒運転をするおそれのある者に車を貸した人、お酒を提供した人は、厳しく罰せられます。
- 飲酒運転の車に同乗した人も、厳しく罰せられます。
- 飲酒運転は「絶対にしない！させない！」を家庭、職場、地域で徹底しましょう。

飲酒運転の罰則

(酒酔い運転の場合)

- ◆ドライバー } 5年以下の懲役又は
- ◆車両の提供者 } 100万円以下の罰金
- ◆酒類の提供者 } 3年以下の懲役又は
- ◆同乗者 } 50万円以下の罰金

12月は「飲酒運転追放県民運動」強調月間です